

【研究ノート】

韓国の多文化化と中国朝鮮族 ——ソウル・大林洞におけるフィールドノート——

金 兌 恩

1. はじめに

韓国社会における滞留¹⁾外国人²⁾は、2007年に初めて100万人を超えて以来、毎年増加し続け、その9年後の2016年には「外国人200万人時代」を迎えた。総人口のうち外国人が占める割合は約4%にも達している（法務部 2017）。2021年には300万人を超えて総人口の5.8%を占めるようになり、OECD加盟国の平均（5.7%）を上回るようになると予測されている（法務部 2016）³⁾。

最近、ソウル市を中心とする首都圏においては、外国人の地域別密集現象がより目立つようになった。1990年代前後から増え続け、最大の外国人グループとなった中国朝鮮族（以下、朝鮮族）の密集地域を始め、1990年代以前から存在していた外国人の多住地域も「〇〇人街」として改めて注目されるようになったのである。外国人街は観光資源や映画・小説などの素材としてもより広く活用されている。一例として、ソウル市永登浦区にある大林洞の朝鮮族街を舞台背景とした映画「青年警察（Midnight Runners）」は、2017年8月に封切られ、同年9月には観客数500万人以上を動員するなど興行の面では成功したが、一方ではその地域での犯罪シーンが「中国同胞に対する犯罪者としてレッテル貼り」である、という抗議を受けたこともあった。

現在、韓国に在留する外国人の約半数は中国籍者であり、その62%を朝鮮族が占めている。全体外国人のうち朝鮮族の割合は30.6%である。韓国籍を取得した人を含むと、在留朝鮮族の数は

69万4,256人（2015年現在）にもなり、「国内朝鮮族70万」の時代になった⁴⁾。彼らの韓国への移住の歴史はすでに30年を経過し、世代交替や滞留資格・職種の多様化、韓国社会への定住化も進んでいる。それに伴い、朝鮮族社会の高齢化現象も深化している。外国人全体では50代と60代の割合がそれぞれ15.0%と10.0%であるのに対して、朝鮮族の場合はそれぞれ26.7%と21.2%である。60歳以上の朝鮮族の割合は64.5%を占めている。

本稿では、韓国で外国人の存在が可視化され始めた1990年前後から今日に至るまで最大の外国人グループであり続けてきた朝鮮族の存在に注目する。韓国社会における多文化化の現状とその背景を検討した上で、朝鮮族の集住地域の一つであるソウル市永登浦区大林洞の事例からそのリアリティを分析し、今後の多文化化の展望とその課題を探っていく。

2. 韓国における多文化化の背景と現況

2-1. 多文化化の背景

本節では、1990年代から今日に至るまで、韓国における多文化化の背景について、主に朝鮮族に焦点を当てて検討する。

1990年代前後における外国人増加の主役としては、朝鮮族とアジアからの研修生の存在が挙げられる。まず、朝鮮族の場合、韓国への移住の門戸が正式に開かれたのは1992年の韓中国交樹立であるが、既に1980年代末の時点で多くの朝鮮

族の人たちが韓国の建設現場の労働者として働いていた。1980年代末、ソウルの周辺には第一次新都市の建設が始まっており、多くの建設労働者を必要としていた。建設労働者への莫大な需要は、同じ言語を話す安価な労働力として朝鮮族の入国を促した。また、研修生の場合は、1991年に海外投資企業向けの産業技術研究生制度が、1993年には産業研修生制度（対象を中小企業に拡大）が施行され、外国からの研修生が低賃金の未熟練労働者として動員されていた（佐野 2010）⁵⁾。こうした背景の下で、1990年には4万9,507人（全人口の0.1%）に過ぎなかった外国人の数が、1995年には26万9,641人となり、5年間で5倍以上に増えた。1990年から2000年までの10年間では、外国人数が10倍となるなど高い増加率を見せた。

さらに、2003年の「外国人労働者の雇用等に関する法律」の制定に基づく外国人雇用許可制の施行（2004年）は、韓国における外国人政策の最も大きな転機点となった。この制度の導入に伴い、出入国管理法施行令なども改正され、従来、研修生扱いを受けていた外国人の単純労働者に非専門就業という滞留資格（新設）が付与されるようになり、2007年3月には外国籍同胞訪問就業制が施行され、中国及び旧ソ連地域に居住する25歳以上の海外同胞に韓国で就業活動ができる訪問就業という在留資格（新設）が付与されるようになった。外国人雇用許可制（滞留資格は非専門就業）が、朝鮮族を始めとする在外同胞へと拡大されたわけである⁶⁾。つまり、初期の多文化化の二つの柱であった朝鮮族と研修生は、外国人雇用許可制という政府主導の制度の下で、「就業」という滞留資格を持つようになったのである。

彼らに加えて、1990年代半ばからは韓国人と結婚する外国人（とりわけ、韓国人の男性と国際結婚をするアジアからの女性）が増加し始め、2000年代にはさらに増えた。2001年に2万5,182人であったいわゆる「結婚移民者」は、2010年には14万1,654人となり、5倍以上増加

した。結婚移民者の急増は、韓国社会に「多文化家庭」という新しいタームを登場させ、「多文化家庭」やその子どもたちの問題は、韓国政府が「統合」政策を展開するにあたっての重要な課題となっている。

以上のような外国人の増加に伴い、2004年1月には住民投票法が施行され、2005年8月の公職選挙法の改正に伴い、永住の在留資格を取得してから3年以上経過した19歳以上の外国人に選挙権が初めて付与されるようになった。2007年5月には、外国人政策の基本法として在韓外国人処遇基本法が制定（施行は同年7月）され、2008年3月には、韓国人（その多く男性）との国際結婚による移民者（その多くはアジア人女性）に焦点を当てた多文化家族支援法が制定された。

2-2. 外国人の現況

2016年現在、滞留外国人数は204万9,441人であり、前年と比べて7.9%（149,922人）増加した（表1）。

朝鮮族を含む中国が101万6,607人で最も多く、全体外国人のほぼ半分（49.6%）を占めている。続いて、ベトナム7.3%（149,384人）、アメリカ6.8%（140,222人）、タイ4.9%（100,860人）の順であり、これらのグループが10万人を超えている。その次をフィリピン、ウズベキスタン、日本、インドネシア、カンボジア、モンゴル、ネパール、台湾、ロシアが続いている（表3）。

滞留資格別には、在外同胞が18.2%（372,533人）で最も多く、その次は非専門就業13.6%（279,187人）、訪問就業12.4%（254,950人）、短期訪問9.3%（190,443人）、永住6.4%（130,237人）、結婚移民5.9%（121,332人）の順である。外国人雇用許可制による非専門職労働者に当たる非専門就業と訪問就業を合わせると534,137人（26.1%）で外国人全体の4分の1を超えている（表4）。

年齢別にみると、20代が26.9%（552,036人）で最も多く、その次は30代が24.7%、40代が

<表 1> 滞留外国人の 5 年毎推移 (1990-2015)

区分	1990	1995	2000	2005	2010	2015
総人口	44,553 千人	44,553 千人	45,985 千人	48,294 千人	50,515,666	51,529,338
滞留外国人 (構成比)	49,507 (0.1%)	269,641 (0.6%)	491,324 (1.1%)	747,467 (1.6%)	1,261,415 (2.5%)	1,899,519 (3.7%)
増加人数 (増加率)		220,134 (444.7%)	221,683 (82.2%)	256,143 (52.1%)	513,948 (68.8%)	638,104 (50.6%)
主な 関連事項		1992 年、韓中 国交樹立	1999 年、「在外 同胞の出入国 及び法的地位 に関する法律」 の制定	2003 年、「外国 人労働者の雇 用等に関する 法律」公布/ 2004 年、「外国 人雇用許可制」	2007 年、「外国 国籍同胞訪問 就業制」施行	

* 出典：法務部 (2000 : 2007 : 2012 : 2017) から作成。

<表 2> 最近 5 年間の滞留外国人現況

区分	2012	2013	2014	2015	2016
総人口	50,948,272	51,141,463	51,327,916	51,529,338	51,696,216
滞留外国人 (長期)	1,445,103 (1,120,599)	1,576,034 (1,219,192)	1,797,618 (1,377,945)	1,899,519 (1,467,873)	2,049,441 (1,530,539)
(短期)	(324,504)	(356,842)	(419,673)	(431,646)	(518,902)
構成比	2.8%	3.1%	3.5%	3.7%	4.0%
増加人数 (増加率)		130,931 (9.1%)	221,584 (14.1%)	101,901 (5.7%)	149,922 (7.9%)

* 出典：法務部 (2017) から作成

<表 3> 国籍別滞留外国人現況 (2016)

区分	中国／韓国系	ベトナム	アメリカ	タイ	フィリピン	ウズベキ スタン	日本
滞留外国人 (構成比)	1,016,607 / 627,004 (49.6 / 30.6%)	149,384 (7.3%)	140,222 (6.8%)	100,860 (4.9%)	56,980 (2.8%)	54,490 (2.7%)	51,297 (2.5%)
区分	インドネシア	カンボジア	モンゴル	ネパール	台湾	ロシア	その他
滞留外国人 (構成比)	47,606 (2.3%)	45,832 (2.2%)	35,206 (1.7%)	34,108 (1.7%)	34,003 (1.7%)	32,372 (1.6%)	250,474 (12.3%)

* 出典：同上

16.4%、50代が15.0%で、20代から50代までが全体の83.0%（1,701,943人）をも占めている。朝鮮族の場合は年齢層が高いことが明らかである。最も多いのは50代であり（26.7%、167,696人）、その次が60歳以上である（21.2%、132,624人）。30代は18.5%（115,984人）、20代は11.1%（69,739人）に過ぎない。つまり、韓国に在留する朝鮮族は50代以上が約半数を占めている（表5）。

3. ソウル市における多文化化の現況

本節では、ソウル地域を中心に外国人の現況を検討する。外国人を生活者や市民という視点から捉えるために、90日を超えて滞在する登録外国人（以下、登録外国人）を中心にその現状を検討していく。

2016年現在、ソウル市における登録外国人は27万3,441人であり、人口の2.7%を占めている。10年前と比べて、56.2%（98,405人）増加である

（表6）。

彼らは、主にソウルの南西部に集住しており、永登浦区が13.2%（36,166人）で最も多く、その次は九老区11.7%（32,049人）、衿川区7.0%（19,268人）の順である。国籍別には、中国（朝鮮族を含む）が19万2,060人で全体登録外国人の70%以上を占めており、次はベトナム4.0%（10,890人）、アメリカ3.4%（9,391人）、台湾3.2%（8,817人）、日本3.1%（8,470人）の順である。特記すべきは、朝鮮族だけでもソウル居住外国人の半数近く（46.3%）を占めていることである（表7）。こうした朝鮮族の高い割合は、ソウルに居住する外国人の滞留資格別特徴とも関わっている。

滞留資格別にみると、訪問就業が30.4%（83,172人）で最も多く、続いて永住、留学、結婚移民、訪問同居、一般研修などの順である（表8）。全国データと比べてみると、訪問就業や留学、永住のソウル地域への集中現象と、非専門就業の非ソウル地域集中現象⁷⁾が見られる。大体の割合で

<表4> 滞留資格別滞留外国人現況（2016）

区分	在外同胞	非専門就業	訪問就業	短期訪問	永住
滞留外国人数 (構成比)	372,533 (18.2%)	279,187 (13.6%)	254,950 (12.4%)	190,443 (9.3%)	130,237 (6.4%)
区分	結婚移民	観光通過	査証免除	訪問同居	その他
人数 (構成比)	121,332 (5.9%)	118,566 (5.8%)	112,323 (5.5%)	103,826 (5.1%)	290,004 (14.2%)

*出典：同上

<表5> 年齢別滞留外国人現況（2016）

区分	0-9歳	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上
滞留外国人数 (構成比)	75,257 (3.7%)	66,734 (3.3%)	552,036 (26.9%)	505,519 (24.7%)	336,044 (16.4%)	308,344 (15.0%)	205,507 (10.0%)
朝鮮族 (構成比)	7,997 (1.3%)	2,191 (0.3%)	69,739 (11.1%)	115,984 (18.5%)	130,773 (20.9%)	167,696 (26.7%)	132,624 (21.2%)

*出典：同上

はあるが、訪問就業者と永住者の30%以上が、留学生の約40%がソウル地域に集中していることになる。

以上でみてきた法務部の登録外国人データの他に、行政自治部からは毎年「外国人住民現況」が発表されている。そこでは、外国人住民を①90日を超過して居住する者で、韓国籍を持っていない者（国籍未取得者）と、②過去外国人だったが、現在韓国籍を取得している者、③結婚移民者・韓国籍取得者の未成年子女（以下、「外国人住民の子女」）の三つに区分し、外国人住民のカテゴリ

リーの中に登録外国人だけでなく、外国籍同胞や帰化者、「外国人住民の子女」などを入れている。

2016年現在、ソウル市に居住する外国人住民は40万4,037人と集計されており、外国人登録者数（273,441人）より50%近く（130,596人）多いことになる。外国人住民の内訳は、外国籍者83.0%（335,167人）、韓国籍取得者10.1%（40,775人）、「外国人住民の子女」7.0%（28,095人）である。外国籍者の詳細は外国人労働者21.3%、外国籍同胞20.0%、留学生9.2%、結婚移民者8.2%、その他の外国人24.3%である。

<表6>ソウル市における登録外国人現況（2016）

区分	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年
全体	10,356,202	10,456,034	10,575,447	10,442,426	10,369,593	10,204,057
登録外国人 (構成比)	175,036 (1.7%)	255,207 (2.4%)	262,902 (2.5%)	247,108 (2.4%)	266,360 (2.6%)	273,441 (2.7%)
増加人数 (増加率)		80,171 (45.8%)	7,695 (3.0%)	-15,794 (-6.0%)	19,252 (7.8%)	7,081 (2.7%)

*出典：内国人は行政安全部の住民登録人口、登録外国人は法務部の外国人登録情報システムに登録された人口数。ソウル特別市、「ソウル統計：一目で見るソウルの主要統計」から再引用。

<表7>ソウル市における国籍別登録外国人現況（2016）

区分	中国（朝鮮族）	ベトナム	アメリカ	台湾	日本	モンゴル	フィリピン	その他
登録外国人数	192,060 (126,697)	10,890	9,391	8,817	8,470	5,286	3,599	34,928
構成比	70.2% (46.3%)	4.0%	3.4%	3.2%	3.1%	1.9%	1.3%	12.8%

*出典：同上

<表8>ソウル市における滞留資格別登録外国人現況（2016）

区分	訪問就業	永住	留学	結婚移民	訪問同居	一般研修	居住	同伴	特定活動	その他
登録外国人数	83,172	46,439	30,056	21,188	20,540	16,376	12,421	7,996	7,965	27,288
構成比%	30.4	17.0	11.0	7.8	7.5	6.0	4.5	2.9	2.9	10.0

*出典：同上

「外国人住民現況」のデータは、外国籍者だけでなく、帰化者や国際結婚から生まれた子どもたちをも含んでいるという点で、社会の多様化がより広く反映されていると思われる。第4節では、同データを用いて、ソウルで外国人が最も多く居住しており、朝鮮族の集住地域でもある永登浦区大林洞の事例を中心に多文化化の現状を検討し、展望と課題を探っていく。

4. 永登浦区大林洞の事例

4-1. 永登浦区における多文化化の現況

ソウル市における外国人住民40万4,037人のうち約3分の1(133,366人)が南西部に位置している永登浦区と九老区、衿川区の3区に居住している。その中でも大林洞が位置している永登浦区に最も多く居住しており、その割合はソウル市の外国人住民全体の13.7%(55,427人)である。永登浦区だけを見ると、外国籍者が86.3%、帰化者が10.8%、外国人住民の子女が3.0%であり、ソウル市全体と比べて外国籍者の比重が高い。永登浦区に住む外国籍者の中では外国人労働者と外国籍同胞の割合が30.7%と26.1%で、ソウル市全体のそれぞれの割合(21.3%と20.0%)と比べて高い。その反面、留学生の割合や「外国人住民の子女」の割合ははるかに低い(表9)。

また、永登浦区に暮らす外国籍者の出身地域は、ソウル市全体のそれと比べて、アジア、特に東北アジアからの外国人の割合がより高く、その中でも朝鮮族の割合は極めて高い。永登浦区に住むアジア出身の外国籍者の割合は97.2%(ソウル市全体の場合は86.7%)であり、永登浦区における東北アジア出身の外国籍者の割合は95.3%(ソウル市全体の場合は76.7%)である。全体外国籍の住民のうち朝鮮族が占める割合は、永登浦区では81.9%であり、ソウル市での52.9%に比べてはるかに高い。永登浦区で暮らす外国籍住民の10人のうち約8人が朝鮮族であることを意味しており、ソウル市に居住する朝鮮族の約4分の1が永登浦

区に住んでいることになる(表10)。

4-2. 大林洞の朝鮮族社会

<大林洞でのフィールドノート>

永登浦区の中でも、地下鉄2号線と7号線が交差する大林駅周辺は韓国内最大の朝鮮族集住地域として知られている。とくに、中央市場が位置する大林2洞は全体住民の半分程度が朝鮮族同胞であると知られており、最近10年間で韓国人が運営していた店舗が店を閉めると、そこに朝鮮族向けの店が入ってくるという入れ替えの過程が繰り返され、今は韓国人向けの店を開いても十分な利益を得ることができずやめざるを得なくなる構造となっているという⁸⁾。1990年代までは、朝鮮族の多くが九老工業団地のある九老区に居住していたが、2000年代に入り、九老区の開発が進み住居費が上がることになり、彼らの多くは交通も便利で公団からも近い永登浦区に多く移住したという背景もある⁹⁾。

2017年夏に筆者がこの地域を訪ねた時、電車が大林駅のホームに近づくと、まず「延辺冷麺・ウェディングホール」という看板のある大きな建物が目に入ってきた(写真1)。大林駅で降りると、駅舎の中には待ち合わせをする多くの人たちが中国語で話していた。12番出口から出て階段を降りると、そこには永登浦区が設置した「外国人住民広報掲示板」が立っていて、韓国語や趣味講座の案内、中国語通訳やボランティア募集案内が韓国語と中国語で書かれていた(写真2)。駅から出てすぐのところには、職業紹介所、査証関係の仕事を代行する行政書士事務所、中国専門旅行会社、携帯電話代理店、お土産店、両替所などが並んでおり、その看板は韓中の両言語で書かれている場合が多いが、中国語のみで書かれているものも少なくなかった。店舗名には延辺や北京など中国の地名も使われていた。駅のすぐ近くには、職業紹介所が何ヶ所もあり、その窓に大きく工場、農場、溶接、建設現場、家政婦、看病、モーターなどの文字が書かれており、朝鮮族の労働者

<表 9>ソウル市と永登浦区における外国人住民の現況 (2016)

区分	合計	外国国籍者						小計	韓国国籍 取得者	外国人 住民子女
		外国人 労働者	結婚 移民者	留学生	外国国籍 同胞	その他の 外国人				
ソウル市	外国人 住民数	404,037	85,878	33,139	37,178	80,712	98,260	335,167	40,775	28,095
	構成比%	100.0	21.3	8.2	9.2	20.0	24.3	83.0	10.1	7.0
永登浦区	外国人 住民数	55,427	17,039	3,422	293	14,485	12,518	47,757	5,994	1,676
	構成比%	100.0	30.7	6.2	0.5	26.1	22.6	86.2	10.8	3.0

* 出典：同上

<表 10>ソウル市と永登浦区における出身地域別外国人住民現況 (外国籍者のみ、2016)

区分	合計	アジア						小計	北米	ヨー ロッパ	その他
		東北 (朝鮮族)	東南	西南	中央	その他					
ソウル市	外国人 住民数	335,167	257,027 (177,339)	22,356	4,941	4,568	1,616	290,508	27,628	9,344	7,687
	構成比%	100.0	76.7 (52.9)	6.7	1.5	1.4	0.5	86.7	8.2	2.8	2.3
永登浦区	外国人 住民数	47,757	45,529 (39,120)	670	131	61	16	46,407	951	201	198
	構成比%	100.0	95.3 (81.9)	1.4	0.3	0.1	0.03	97.2	2.0	0.4	0.4

* 出典：同上

<写真 1>大林駅周辺の風景



<写真 2>大林駅前の外国人住民広報掲示板



たちが主にどのような職種で働いているのかがよく見えてきた（写真2、3）。

また、大林駅から中央市場に至るまでの道は、中国語を話す人たちが溢れており、雨の日曜日だったにもかかわらず、とても混雑していた。中央市場に入ると、中国あるいは朝鮮族の食材や食べ物を販売する店や中華料理店が多く見られたが、他にもカラオケや中国専門旅行代理店、韓中創業コンサルティング店も目に入った。また、多くの飲食店と並んで「中国同胞葬儀支援センター」があるのも印象的であり、朝鮮族の定住化、それに伴う高齢化現象を実感させられた。朝鮮族に対する（今、ここを生きる）「生活者」としての視点がより求められている現実が伺われた（写真5-8）。

職業紹介所の案内が語っているように、未だに多くの朝鮮族は単純労務職として働いているものの、一方では、先述したようにこの地域で自営業者として自分の店を営んでいる場合も少なくない。在韓朝鮮族は、移住労働者時代から事業家・創業家の時代を迎えつつあるようにもみえる。

<映画「青年警察」からみえた朝鮮族をめぐる課題>

大林洞の朝鮮族街は、2007年の外国籍同胞を対象に訪問就業制が施行されて以来、その地域の存在がより可視化され、社会的にも関心を集めるようになった。2010年代に入り、朝鮮族が登場する映画が後を絶たないこともその一例であろう。「ファンヘ（黄海）」（2010）、「アジョシ（おじさん）」（2010）、「新世界」（2013）、「チャイナタウン」（2014）、「アスラ（阿修羅）」（2016）、「青年警察」（2017）、「犯罪都市」（2017）などは、必ずしも「朝鮮族社会」を描いているわけではないが、これらの映画の中で、朝鮮族は、程度の違いはあるものの、主に組織犯罪や暴力、殺人などの極めてネガティブなイメージと結び付けられて表象されてきた。

2017年8月9日に封切られた「青年警察」の

上映は、朝鮮族と朝鮮族社会に対するメディアの表象の問題、そして承認の問題が公論化されるきっかけとなった。映画が封切られる以前から、当事者側、すなわち朝鮮族社会からは、その映画の中での朝鮮族、そして大林洞の描かれ方をめぐり激しい反論や抗議があり、多くのマスメディアからも注目が集まったのである。ここでは、映画「青年警察」の事例から韓国における朝鮮族の「社会的表象」そして「差異の承認」問題などに焦点を当てて検討していく。

映画「青年警察」は、警察大学の学生である二人の主人公が、家出少女の拉致現場を偶然目撃し、彼女を拉致した犯罪組織と闘いながらその真相を明らかにするという内容のアクション・コメディ映画であるが、その中に登場する朝鮮族は拉致した少女の卵子を摘出して密売する極めて残酷な犯罪集団として、また大林洞の朝鮮族街は犯罪事件の舞台として描かれていた。さらに、映画の中には朝鮮族の街が始まる場所でもある「大林駅12番出口」という実際の標識がそのまま映っていたため、「大林洞＝朝鮮族の街＝犯罪組織のアジト」のような図式により大きなリアリティを与えた。

これに対して、在韓同胞連合会、中国同胞ハンマウム協会¹⁰、CK女性委員会、帰韓中国同胞權益増進委員会など韓国内の朝鮮族団体は、2017年8月23日と24日に「中国同胞、多文化、地域社会と共に韓国映画を正す汎国民対策委員会」（以下、対策委員会）を結成し、翌日のプレスリリースを通じて「中国同胞たちに犯罪者としての烙印を押し、また大林洞など中国同胞の密集地域の商圈を困難に陥らせる映画制作と上映を傍観できないと判断し、対策委員会を結成し、対応することにした」と発表した。また、「28日には『青年警察』に登場する大林駅12番出口の前で、地域団体や市民団体などと共に中国同胞と地域住民や商人の立場を発表する記者会見を開き、『大林洞の中国同胞タウンを正しく知らせる広報キャンペーン』を展開する予定である」とした。また、

<写真 3> 駅前の職業紹介所と冷麺屋



<写真 4> 駅前の職業紹介所と行政書士看板



<写真 5> 中央市場의 風景



<写真 6> 中国レストランとカラオケ



<写真 7> 中国食材の店 (中央市場)



<写真 8> 中国同胞葬儀専門会社案内広告 (中央市場)



同対策委員会のクァクジュソク (곽재석) 推進委員長 (韓国移住同胞政策開発研究院長) は、「記者会見と広報キャンペーンを通して映画が実際とは異なっているという事実を知らせる同時に、映画制作者などを相手に上映禁止仮処分申請をし、修正と謝罪を求める」とした¹¹⁾。

こうした抗議を受けて、映画制作社のキムジェジュン (김재중) 代表は「映画の中で最高の悪人は社会上位階層である病院長であり、中国同胞は犯罪の死角地帯にさらされているという設定である」とし、「多少怖く感じさせられるかもしれない部分も、意図したわけではないが、もし中国同胞に不快感を与えたなら、謝りたい」とコメントした¹²⁾。

ところが、実際の映画の興行は、朝鮮族側の声とは全く違う方向へ向かっていた。「青年警察」は予定通りに上映を続け、2017年の観客動員数7位 (565万人) をマークした。2017年10月に封切られた「犯罪都市」も、朝鮮族や朝鮮族街 (九老区) を舞台背景とした設定で、観客688万人を動員した。

このように韓国映画界が、朝鮮族や彼らの集住地域に、当事者たちの意思とは大きく掛け離れた否定的なイメージを加えるような内容を映画の中に取り入れて、それを多くの観客に見せる (逆にいうと、多くの観客が集まる) ことに対して、在韓同胞総連合会、韓国移住同胞政策開発研究院など42団体で構成された「青年警察の上映禁止を求める大林洞の中国同胞と地域住民の共同対策委員会」は「青年警察」に対して損害賠償訴訟を提起するに至った¹³⁾。

警察庁が発表した2016年のデータは、「朝鮮族は犯罪集団である (犯罪率が高い)」、「不法滞留者が多い」という映画の中での設定または社会的固定観念からは、かけ離れているリアリティを示している。「2016年10万人当たり国籍別犯罪発生件数」を見ると、朝鮮族が多く含まれている中国は16カ国のうち7番目 (2,220人) であり、3,495人を記録した韓国人よりもはるかに低い。

中国籍者の不法滞留者の検挙人数も10万人当たり950人であり、平均 (916人) を若干上回る程度である¹⁴⁾。大林洞では、2010年に80人の朝鮮族で「外国人自律防犯隊」を組織し、自主的に地域でのパトロール活動や環境美化活動を行っている。大林洞一帯での犯罪件数も減少傾向にあるという¹⁵⁾。

にもかかわらず、朝鮮族を始めとする外国人移住者に対する韓国人の意識は、依然として改善されないままか、むしろ悪化しているところが、いくつかの調査結果から明らかである。ソウル大学アジア研究所社会科学資料院が成人1,000人を対象に2015年に実施した調査では、46.6%が「外国人移住者の増加が韓国の犯罪率を高める」と考えており、2003年の33.1%より大幅に増加した。また、全国の成人4,000人と中高生3,640人を対象に韓国政府女性家族部が実施した2015年の調査でも類似した結果が得られた。外国人増加による犯罪率の増加について、46.7%が「増加した」と答え、2011年の35.5%より上昇したことがわかった¹⁶⁾。また、在外同胞財団が2013年8月27日から1ヶ月間ソウル市と6大広域市に居住する20歳以上の成人男女800人を対象に行った1対1個別面接調査でも、朝鮮族に対する好感度が低いという結果が出た。朝鮮族に対して好感を持っている回答者は14.9%に過ぎず、「普通」が56.9%、「持たない」が25.1%だった。それは、2009年の調査で、好感を覚える回答者が26.4%、「覚えな」と答えた人は20.3%であった調査結果と比べると、好感度が10%以上落ちていることがわかる。一方で、「好感がない」と答えた人も5%近く減っていることが確認できた¹⁷⁾。

5. 終わりに

本稿では、韓国社会の多文化化現象を、ソウル地域を中心に把握し、その課題を探った。

韓国においては、毎年、在留外国人が増加しており、人口の中で占める割合も上昇し続けている。

外国人のうち、中国籍者（朝鮮族を含む）が約半数を、朝鮮族は約3分の1を占めている。在留資格別には、朝鮮族が多く含まれている在外同胞と訪問就業の人たちが外国人の約3分の1であり、非専門就業者（14%）や結婚移民者、永住者（それぞれ6%前後）も上位に入っている。ソウル地域においては、ソウルの南西部での外国人集住現象がみられており、国籍・民族別には中国朝鮮族（全体外国人2人に約1人）、そして滞在資格別には訪問就業者と永住者、留学生のソウル集住現象がみられた。永登浦区においては、ソウル全体と比べて、朝鮮族の集住現象がより顕著であり、永登浦区に暮らす外国人住民の10人のうち8人が朝鮮族であった。外国人労働者と外国国籍同胞の割合も比較的に高いことがわかった。

永登浦区大林2洞は、朝鮮族の住民が全体住民の半数近くであるほどの朝鮮族密集地域であり、大林駅から中央市場まで風景は、韓国で暮らす朝鮮族社会のリアリティを窺わせるものであった。そこには朝鮮族向けの多くの職業紹介所や行政書士事務所があり、食品店やレストラン、カラオケ、中国専門旅行代理店、そしてウェディングホールや葬儀支援センターもあった。朝鮮族の定住傾向が進む現実を十分に踏まえて、彼らをめぐる問題を捉える際には生活者や市民という視点がより強く求められていることが確認できた。

次に、大林洞の朝鮮族街へのフィールドノートから多文化化のリアリティを検討し、映画「青年警察」の中での表象問題、そして韓国人の移住外国人に対する意識調査の結果から、その課題を探った。

近年、韓国映画界では、「犯罪」や「暴力」を前面に打ち出すブロックバスター映画が、次々に封切られ、大観客を動員する現象が見られるが、一連の映画では、朝鮮族が犯罪者または犯罪集団として描かれることが多くなった。こうしたネガティブなステレオタイプに基づく朝鮮族の表象は、映画のみならず、テレビドラマなどでも日常的に見られている。映画「青年警察」の以前には、社

会的な問題として議論されることは少なく、韓国社会の朝鮮族への眼差し、そして朝鮮族への社会的承認の問題に関するナイーブさを反映していると言える。

もう一つ注目すべきは、今回の一連の抗議運動で、朝鮮族社会が様々なアソシエーションを結成し、連帯の動きを見せたことである。韓国社会への定住化が進むにつれて、自助の方法として、様々な住民団体などが結成されている現状が伺え、今回の一連の抗議運動を通して、様々なグループの間の横の連帯も行われたことを確認できた。この点は、今後の注目すべきポイントの一つになる。

にもかかわらず、この問題をめぐる社会的な議論は、それ以上に広がることもなく、深まることもなかったように思われる。この点にまた、韓国社会の多文化化との向き合い方に存在する問題点が潜んでいる。冒頭に紹介したような積極的でポジティブな展開を見せる多文化化に関わる政策とは裏腹に、社会的な次元では依然としてナイーブさ、脆さを露呈している現実が伺えた。とりわけ、「わたしたちと同じ民族」であり、同じ言語を共有するが、「少しだけ、でも何かが違う」、だからこそ、その違いを認め、承認することに困難さがある「近い他者」としての「中国朝鮮族」の存在が韓国社会の多文化化における最大の難題として浮上しているようにも思われる。そして、この点は、日本社会における「近い他者」としての「マイノリティ」はどのグループなのかを考え、比較の視点から考察していく必要性を提起させてくれる。

【文献】

- ヴィヴィオルカ、ミシェル著・宮島喬訳、2009、『差異——アイデンティティと文化の政治学』法政大学出版局。
- 金兌恩、2016、「社会の多文化化と政策の対応——日韓比較の視点から」『応用社会学研究』第58号、立教大学社会学部、159-174。

佐野孝治, 2010, 「外国人労働者政策における『日本モデル』から『韓国モデル』への転換: 韓国における雇用許可制の評価を中心に」『福島大学地域創造』第22巻(第1号), 福島大学, 37-54.

宮島喬, 2014, 『多文化であることとは——新しい市民社会の条件』岩波書店.

Hall, Stuart., 1997, “The Spectacle of the Other”, in Stuart Hall ed., *Representation: Cultural Representations and Signifying Practices*, the Open University, 223-290.

Taylor, Charles, 1994, “The Politics of Recognition”, in Amy Gutmann ed., *Multiculturalism*, Princeton University Press, 25-73. (= 1996, 佐々木毅ほか訳, 『マルチカルチュラリズム』岩波書店.)

경향신문, 2016.10.7, ‘외국인 200만명 시대에: 마음의 문 더 닫는 한국인 이웃들’ (京郷新聞, 「外国人 200万人時代へ: 心の扉を閉ざす韓国人の隣人たち」), http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?artid=2c01610072052005.

법무부, 2000, ‘1999년도 출입국 관리 통계연보’ (法務部, 『1999年度出入国管理統計年報』).

——, 2007, ‘2006년도 출입국·외국인정책 통계연보’ (法務部, 『2006年度出入国·外国人政策統計年報』).

——, 2012, ‘2011년도 출입국·외국인정책 통계연보’ (法務部, 『2011年度出入国·外国人政策統計年報』).

——, 2016. 7, ‘출입국·외국인정책 통계월보’ (2016년 6월호) (法務部, 『出入国·外国人政策統計月報』).

——, 2017, ‘2016년도 출입국·외국인정책 통계연보’ (法務部, 『2016年度出入国·外国人政策統計年報』).

서울특별시, ‘서울통계: 한눈에 보는 서울 주요통계’ (ソウル特別市, 「ソウル統計: 一目で見るソウルの主要統計」), <http://stat.seoul.go.kr/jsp3/stat.note.jsp?link=3>.

——, 2017. 6, ‘서울통계: 서울통계로 보는 오늘의 숫자: 서울지역의 외국인은?’ (ソウル特別市, 「ソウル 統計でみる今日の数字: ソウル地域の外国人は」).

시사저널, 2014.3.11, ‘대림동 넘어 강남까지 과교든다: 조선족 상권 무섭게 확장’ (時事ジャーナル, 「大林洞を超えてカンナム(江南)まで入り込む: 朝鮮族商圏の拡張の勢い」), <http://www.sisapress.com/journal/articlePrint/139055>.

연합뉴스, 2015.2.4, ‘국내 조선족 70만: ①한국정착이 대세’ (聯合ニュース, 「国内朝鮮族 70万人: 韓国定着が

大勢」), <http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2015/01/30/0200000000AKR20150130110700372.HTML>.

——, 2017.8.25, ‘대림동이 범죄소굴이나: 영화 ‘청년경찰’에 중국동포들 격분’ (聯合ニュース, 「大林洞が犯罪エージェントか: 映画『青年警察』に中国同胞たちの激怒」), <http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2017/08/25/0200000000AKR20170825149900371.HTML>.

일요신문, 2018.1.6, ‘국내 조선족 단체 간부 “청년경찰 개봉 직후 대림동 상인들 매출액 30% 하락” (日曜新聞, 「国内朝鮮族団体の幹部, 『青年警察』の封切りの直後, 大林洞の商店の売り上げが 30%下落」), https://www.ilyo.co.kr/?ac=article_view&entry_id=286277.

조선닷컴, 2017.11.1, ‘왜 영화 속 그들은 다 범죄자인가’ (朝鮮닷컴, 「なぜ映画の中での彼らはみんな犯罪者なのか」), http://news.chosun.com/site/data/html_dir/2017/10/20/2017102001089.html.

주간동아, 2017.10.25, ‘대림동 차이나타운 오늘도 별일 없더라: 대림역 12번 출구부터 중국 상점 즐비, 최근 우범지대 오해 벗어’ (週刊東亞, 「大林洞のチャイナタウン, 今日も何も起きなかった」), <http://weekly.donga.com/List/3/all/11/1101090/1>.

[注]

- 1) 韓国では「在留」の意味で使用されている。以下、「在留」を用いるが、原文を引用する場合などではそのまま「滞留」を用いる。
- 2) 法務部が発表する滞留外国人には、短期滞留者と長期滞留者(90日を超過して韓国に居住する者)の両方が含まれている。
- 3) 法務部, 『外国人統計月報』(2016.6)より再引用。2021年の総人口は統計庁推計データ。
- 4) 연합뉴스(聯合ニュース), 2015.2.4.
- 5) この研修生制度は、2000年には研修就業、2004年には外国人雇用許可制による非専門就業として発展された。
- 6) 雇用許可制には、非専門就業の在留資格による一般雇用許可制と訪問就業の在留資格による特例雇用許可制がある。韓国雇用情報院の2009年データを用いた佐野(2010)の分析によると、一般雇用と特例雇用を合わせた人数は全体外国人労働者の75%を占めている。一般雇用の場合は、男性

(90%)が圧倒的に多く、国籍別にはベトナム(26.4%)、タイ(14.3%)、フィリピン(12.9%)、インドネシア(12.5%)の順であり、製造業に86.6%が従事している。サービス業への就業が許可されている特例雇用の場合は、男女が大体半数ずつであり、朝鮮族が98%で圧倒的に多く、サービス業(36%)、製造業(33%)、建設業(29%)の順で従事している(金(2016: 172-173)から再引用。佐野 2010: 42-43)。

- 7) ここでは、登録外国人資料を中心としているため、在外同胞の滞留資格を持つ人たちは含まれていな

い。

- 8) 시사저널(時事ジャーナル)、2014.3.11.
 9) 주간동아(週刊東亜)、2017.10.25.
 10) 「ハンマウム」とは、韓国語で一つの心を意味する。
 11) 연합뉴스(聯合ニュース)、2017.8.25.
 12) 同上。
 13) 주간동아(週刊東亜)、2017.10.25.
 14) 일요신문(日曜新聞)、2018.1.6.
 15) 조선닷컴(朝鮮ドットコム)、2017.11.1.
 16) 경향신문(京郷新聞)、2016.10.7.
 17) 시사저널(時事ジャーナル)、2014.3.11.